

委員会提出議案第3号

大宮駅東口周辺繁華街における悪質な客引き行為等に対する規制強化の推進を
求める決議

近年、大宮駅東口周辺の繁華街、特に大宮南銀座地域を中心に、居酒屋やカラオケ店等の悪質な客引き行為が横行しており、地元の商店街や自治会関係者を始め、多くの市民から、安心して道路等の公共の場所を通行し、利用できるよう、客引き行為等の取締りの強化を求める声が数多く寄せられている。

現在、風俗営業に係る客引き行為や通行人に対する立ちふさがり、つきまとい等の執ような客引き行為は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律や埼玉県迷惑行為防止条例により禁止され、規制されている。しかし、昨今、客引き行為等を請け負うグループも組織化し、居酒屋、カラオケ店等へとその請負範囲を拡大し、法令の規制対象とならないよう、無線等で連絡を取り合い、集団で交代しながら声をかける、さらには、店員を装い予約客を他店舗へ誘導するなど、その行為も悪質化かつ巧妙化している。

これまで、大宮駅東口周辺の繁華街においては、商店会や自治会などが主体となり、自動的にパトロールなどの防犯活動を行ってきたが、悪質でありながらも現行法令による規制の対象となっていない客引き行為等を抑制するための抜本的な解決には至らず、これらの行為を注意すると、逆に恫喝^どされたりするなどの事態も発生している。

現状において、悪質な客引き行為等は増加傾向にあり、今後、埼玉県内の他の繁華街に拡大していくことも危惧される。現行法令で規制対象とならない悪質な客引き行為等を抑制するためには、客引き行為等防止重点区域を新たに設定し、当該区域内において規制対象となる行為や業種を拡大するなどの対策が欠くことのできない状況となっている。

よって、さいたま市議会は、このような現状を踏まえ、悪質な客引き行為等の規制強化の推進に資するよう、市執行部において、埼玉県迷惑行為防止条例の改正措置を視野に埼玉県及び関係機関に対して働きかけを行うことを強く求める。

以上、決議する。

平成28年5月26日提出

さいたま市議会市民生活委員会

委員長 渋谷 佳孝